

やまぐち食の 安心・安全情報

第51号（令和5年9月）



©山口県

【発行】やまぐち食の安心・安全推進協議会
(事務局)山口県環境生活部生活衛生課
753-8501 山口市滝町1-1
TEL: 083-933-2974/FAX: 083-933-3079
E-mail: a15300@pref.yamaguchi.lg.jp

食の安心・安全に関する X (旧ツイッター) 始めました!

食の安心・安全に関するさまざまな情報を、より多くの方にお届けするため、本年8月から、X (旧ツイッター) による情報発信を開始しました。
アカウント名は「**食の安心・安全やまぐち**」です。ぜひフォローしてくださいね! →



食に関するフォトコンテスト2023 ~やまぐちの「食」教えちゃろ!~ を実施中です!

山口県の食材や食に関するさまざまな取組等を、県内外に広く周知することを目的として県内の「食」に関する写真を募集する、
「**食に関するフォトコンテスト2023~やまぐちの「食」教えちゃろ!~**」を実施中です。

テーマ

「食」に関係する写真であれば自由です。

例：自分で育てた野菜、自慢の手作り料理、食品ロスに関する取組の様子 等



応募期間

令和 **5** 年 **8** 月 **1** 日 (火) ▶ **9** 月 **30** 日 (土)

賞品



最優秀賞

県産農林水産物 10,000 円相当



優秀賞

県産農林水産物 5,000 円相当

入選

県産農林水産物 3,500 円相当



✨ たくさんのご応募をお待ちしています ✨

詳細については、県ホームページをご確認ください ↓ →

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/39/216027.html>



残留農薬について正しい知識を持とう！

残留農薬とは、農薬を使った結果、農作物等に残った農薬のことをいいます。悪いものというイメージを持たれがちな農薬ですが、農薬を使わないと、現在のような安定した農作物の供給が難しくなってしまいます。

なぜ農薬を使うの？

病気や害虫などから農作物等を守る
→ **品質、安全性、収穫量を確保する！**



おいしい野菜が
いっぱい採れた！

除草作業にかかる負担を軽減する
→ **低コスト化により作物の値段を抑えられる！**



でも食品に農薬が残っているのはやっぱり不安・・・

厚生労働省は、残留農薬が人の健康に害を及ぼすことのないよう、農薬ごとに人が摂取しても安全と評価された範囲で残留農薬の量を定めており、この量を**残留基準**といいます。基準値を超えた食品の販売、輸入などは、食品衛生法により禁止されています。

農薬を毎日、長期間(生涯)にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される量

➡ **ADI(許容一日摂取量)**

24時間またはそれより短時間の間に摂取しても健康への悪影響がないと推定される量

➡ **ARfD(急性参照用量)**

厚生労働省は、食品を通じた農薬の摂取量がこれらの量を超えない範囲で残留基準を設定

安心して
食べられるね！



国内に流通している食品については都道府県等が、輸入時は国の検疫所において、年度毎に監視指導計画を定め、検査を実施しています。

本県においては、毎年度「山口県食品衛生監視指導計画」を定め、「残留農薬等実態調査」を行い、基準を超えた食品が流通していないか調査しています。



「やまぐち食の安心・安全情報誌」がwebで読めます！

(バックナンバーもこちらから)

